

第2 児童発達支援センター 盛岡ひまわり学園

1 施設の理念

(1) 理念

- 一. 一人ひとりの発達に応じた支援を行い、伸び行く力を育てていきます。
- 一. 子どもと保護者の思いに寄り添い、共に歩み続けます。
- 一. 地域の子育て支援に努めます。

(2) ビジョン

笑顔輝く毎日、共に歩み続ける療育支援

(3) 基本方針

- ア 子どもの状態に配慮し、成長を支援します。
- イ 子どもの自尊心、主体性を育て、支援目標を達成させます。
- ウ 保護者の意向を受けとめ、充実した毎日を過ごせるよう支援します。

2 運営方針

児童福祉法に基づく設置目的を踏まえ、将来社会生活に適応し、自立するための諸能力の向上に向けた療育支援を推進する。

また、「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画」により、令和3年4月1日盛岡市から当事業団が建物の譲渡を受け、名称を「盛岡ひまわり学園」に変更し、今後も盛岡市における児童発達支援の中心的役割を担い療育支援と地域福祉の向上に寄与するものとする。

3 短期経営計画

取組み項目 1								
現状課題	将来あるべき姿	達成するための方法	実行計画	担当	スケジュール (月)			
					4-6	7-9	10-12	1-3
方針の不足 災害時等の事業継続に関する具体的	事業継続計画 (BCP) の策定と活用	関連資料、文献、書籍等の調達、研究。	災害時等の事業継続に関する調査研究	園長・補佐	●	●		
			専門研修への参加	園長・補佐		●	●	
			事業所内勉強会開催	園長・補佐			●	●
			事業継続計画 (BCP) の継続検討体制の構築	園長・補佐				●

取組み項目 2								
現状課題	将来あるべき姿	達成するための方法	実行計画	担当	スケジュール (月)			
					4-6	7-9	10-12	1-3
地域の福祉ニーズの把握	地域の福祉ニーズへの対応 ニーズ、多様な	地域の福祉ニーズの把握のための調査研究	地域の福祉ニーズの把握のための情報収集	主任		●	●	

取組み項目 3								
現状課題	将来あるべき姿	達成するための方法	実行計画	担当	スケジュール (月)			
					4-6	7-9	10-12	1-3
適切な収益性の確保、中長期的な整備	安定的な収益性確保に基づく計画的な施設・設備整備	適切な収益性の確保のための調査研究	障害児発達支援の在り方と報酬改定による報告の情報共有	園長		●		
			施設整備計画の作成に向けた意見交換	園長			●	
			障害児発達支援ガイドラインに基づく保護者と職員の評価の実施	児 発管			●	
			障害児発達支援ガイドラインに基づく保護者と職員の公表	児 発管				●

取組み項目 4								
現状課題	将来あるべき姿	達成するための方法	実行計画	担当	スケジュール (月)			
					4-6	7-9	10-12	1-3
業務の標準化と共有化	業務マニュアルに基づくOJTの定着・習慣化	業務マニュアルの作成のための調査研究	関連資料、文献、書籍等の調達、研究	補佐・研修班		●	●	●
			既存マニュアルのリスト化	補佐・研修班		●		
			必要なマニュアルのリスト化	補佐・研修班			●	
			マニュアル作成のための計画作成	補佐・研修班				●

取組み項目 5								
現状課題	将来あるべき姿	達成するための方法	実行計画	担当	スケジュール (月)			
					4-6	7-9	10-12	1-3
法令遵守に係る標準化の不足	法令遵守マニュアルの整備と活用	法令遵守に係る標準化の調査研究	法令遵守項目等についての確認	園長・補佐・児発管			●	
			法令遵守項目等についての調査・研究	園長・補佐・児発管				●

取組み項目 6								
現状課題	将来あるべき姿	達成するための方法	実行計画	担当	スケジュール (月)			
					4-6	7-9	10-12	1-3
働きやすさ、ワークライフバランスの確保	働きがい・生きがいのある職場環境整備	業務改善の調査・研究	業務改善の意見交換	組長・最適化委員	●	●	●	
			業務改善案の提案	組長・最適化委員			●	●

取組み項目 7								
現状課題	将来あるべき姿	達成するための方法	実行計画	担当	スケジュール (月)			
					4-6	7-9	10-12	1-3
権利擁護と、虐待防止の明確化	権利擁護、虐待防止・個人情報保護法等への対応の明確化と意識向上	権利擁護、虐待防止・個人情報保護法等への対応の明確化と意識向上	虐待防止等についての責任者の設置	園長・児発管	●			
			虐待防止についての研修・実施	園長・児発管		●		
			法人が設置する虐待防止委員会への参加	園長・児発管		●	●	●
			園長による周知と徹底	園長		●	●	

取組み項目 8								
現状課題	将来ありべき姿	達成するための方法	実行計画	担当	スケジュール (月)			
					4-6	7-9	10-12	1-3
サービスの取組の定期的な評価と改善	組織的な評価、計画的な改善活動の継続	サービス改善体制の構築	サービス改善体制の構築	園長	●			
			利用者満足度調査の実施	児 発 管 行 係 事		●		

取組み項目 9								
現状課題	将来ありべき姿	達成するための方法	実行計画	担当	スケジュール (月)			
					4-6	7-9	10-12	1-3
感染症の対策、対応	組織的な感染症への対応	感染症対策についての研修	専門研修への参加・園内研修	補佐・保健係		●		
			感染症への対応マニュアルの見直し	補佐・保健係		●		
			感染症への対応マニュアルの整備	補佐・保健係			●	
			対応マニュアルについての学習会開催	補佐・保健係				●

4 実施事業

(1) 児童発達支援センター事業の実施

障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応の訓練を実施する。

ア 指導目標

「じょうぶな子」「明るい子」「がんばる子」を目指して、次の具体的な項目を指導目標とする。

- (ア) 身の回りのことを自分でできる。
- (イ) 人と遊んだり、楽しく交わって集団生活ができる。
- (ウ) 安全に注意し清潔に気をつける。
- (エ) 日常生活に必要な言葉を豊かにし生活に役立てる。
- (オ) 美しいものを見たり作ったりして楽しむ。
- (カ) 音楽やリズム遊びを楽しむ。
- (キ) 自然や社会の色々な事柄を知る。

イ 運営の重点

(ア) 療育支援の充実

児童の障害、特性に応じて次の療育支援に努めるとともに、療育支援の自己評価を通して療育支援の充実を図る。

- ① 健康指導の徹底
- ② 基本的生活習慣、身辺自立の確立
- ③ 社会生活への適応力の向上

(イ) 児童発達支援計画による療育の充実

障がい児一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から一貫した支援を目的として、児童の実態把握とアセスメント（課題評価）の実施、適切な支援の目標と内容、支援を行う者・機関、モニタリング（評価）の実施時期・方法・関与する者等について、相談支援専門員が作成する障害児支援利用計画と連携し、保護者参画のもと児童発達支援計画を作成し療育の充実を図る。

(ウ) 2期制による療育

子どもの変容把握と評価を的確に行い、安定的に継続した支援を実施し着実な成長を促すために2期制で療育を行う。

(エ) 保護者との連携

保護者会「ゆりの木会」と連携を密にし、療育等の情報の開示及び意見要望等の解決を通して、学園と保護者が一体となり児童の成長発達への支援を推進する。

(オ) 職員研修の充実

療育支援の専門知識、技術及び一般教養等資質向上を図るため、次の研修等を実施する。

- ① 研究会・研修会の開催
- ② 各種研修会、講習会への参加
- ③ 他施設等の視察研修

(カ) 児童の安全確保と災害防止

健康状態の観察及び保健・給食衛生管理、食物アレルギー対応の徹底を行う。

毎月「防災の日」を設定し、防災の意識を高めるとともに、施設設備、備品、遊具等の安全点検を実施する。

また、避難訓練、消防設備点検等の実施により、児童の安全確保と災害防止に努めるほか、不審者対策として「ひまわりタイム」訓練を行うなど警察署との連携を図る。

(キ) 関係機関との連携

児童の療育が円滑に実施されるよう岩手県福祉総合相談センター、盛岡市障がい福祉課、子育てあんしん課、母子健康課、盛岡市保健所、盛岡市教育委員会、岩手県立療育センター及び関係学校等と密接な連携を図る。

(ク) 地域貢献

- ① 盛岡広域圏自立支援協議会子ども支援分科会及び盛岡市自立支援協議会子ども発達支援分科会の中心的役割を担っていく。
- ② 保育士等の福祉職を目指す学生の施設実習及び教職を目指す介護等体験の受け入れについて、養成校等と密接な連携を図り福祉に携わる人材の育成を行う。
- ③ 障がい児への理解促進と開かれた施設を目指し、地区子供会との交流や市内小中学校の総合学習への協力、津志田つばさ園・ながい保育園・みたけ保育園等との交流のほか、ボランティアの受け入れ態勢を整備し地域社会との連携を図る。

(ケ) 経営の安定と持続可能な体制づくり

施設の民間譲渡に伴う影響を踏まえ、経営の安定を図るとともに、人材の確保・定着・育成を通して、持続可能な体制づくりを行う。

ウ 月別行事計画

月	園内行事	園外行事
4	入園・対面式, 内科健診, 身体測定	
5	こいのぼり会, 眼科健診, 総合避難訓練	
6	耳鼻科健診	親子遠足, 園外指導
7	創立記念日, ひまわりまつり, 七夕会 歯科健診	
8	家庭訪問	
9	参観週間, うんどう会	
10	身体測定, 総合避難訓練, 内科健診	園外指導
11	やきいも会	盛岡地区合同作品展 盛岡地区合同学習発表会
12	クリスマス会	
1	もちつき会 地区子ども会との交流会	
2	豆まき会, お楽しみ会	
3	ひなまつり会, 卒園式	

定例行事：全体朝会，誕生会，プール教室，保育園交流会，避難訓練，体重測定

(2) 日中一時支援事業の実施

障がい児を日常的に介護している家族の就労支援と、一時的な休息を目的として、児童の見守りや社会に適応するための訓練等の機会の提供を行う日中一時支援事業について、利用者のニーズの把握に努め周知を図る。

(3) 保育所等訪問支援事業の実施

保育所等訪問支援を行う事業所として、保育所や幼稚園、その他の児童の集団へ積極的に出向き、児童発達支援センターの専門性を提供していく。

(4) おもちゃ図書館事業の実施

心身に障がいのある児童等の健やかな成長発達を支援するため、おもちゃを利用しての遊びの場を提供するとともにおもちゃの貸し出しを行う。

(5) 指定障害児相談支援・指定特定相談支援事業の実施

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に寄り添った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供を行う。

また、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

(6) 盛岡市受託事業 盛岡市親子通園事業

(通称 わらしっこ教室 わらしっこ都南教室 わらしっこ玉山教室)

ア 運営方針

盛岡市に住所を有する生後5か月を越え小学校就学の始期に達するまでの、知的障害やその疑いのある乳幼児を対象に、健やかな成長発達を助長することを目的とし、また、日常生活における基本動作の確立、集団生活への適応などを目指して療育支援を行う。

保護者に対しては子の行動や発達の正しい理解と家庭での養育のあり方などについて、関係機関と連携をとりながら支援の充実を図る。

イ 運営の重点

(ア) 早期発見・早期療育支援の推進

① 療育支援の充実

乳幼児の発達実態を把握し、個々に応じた効果ある療育支援を行う。

② 保護者への支援充実

養育上の諸問題について幅広い見方、感じ方、接し方があることなど、子どもの発達や行動に対する対応方法等の情報を提供し、保護者が理解を深め自信を持って養育できるよう支援する。

(イ) 発達・療育に関わる相談事業の充実

発達上何らかの困難を抱えている子どもを養育する家庭の療育相談や、関係機関からの各種相談に応じる。

(ウ) 職員研修の充実

毎月の指導会議を通して事例及び指導法の研究、各種研修会及び講演会への参加など職員の資質向上を図る。

(エ) 保護者との連携

保護者と職員が一体となり、子の成長発達への支援を推進する。また、意見要望等の解決を通して保護者との連携を密にする。

(オ) 他機関との連携

- ① 保育園、幼稚園、子育て支援センター、医療機関等各関係機関との連携を密にする。
- ② 盛岡市保健所と岩手県立療育センターとの連携を図る。
- ③ 児童発達支援事業所等との連携を図り、スムーズな移行がなされるよう情報を共有しながら、連続した支援を行う。

ウ 月別行事計画

月	行事	月	行事
4	はじまりの会、お花見会	10	
5	こいのぼり会	11	親睦会
6	家族登園日	12	クリスマス会
7	ひまわりまつり	1	
8		2	
9	うどんどう会	3	すだちの会

定例行事：誕生会、リハビリ相談会、プール教室、避難訓練、保護者学習会、家庭訪問(随時)

(7) 盛岡市受託事業 盛岡市子ども発達支援事業所『ひまわり』

障がい児をはじめ、発達の上で気になる様子があるなど、日常生活において支援が必要となる子どもの保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等を行い、盛岡市及び障害児通所支援事業所等との連絡調整その他厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することにより、障がい児等や、その保護者等の地域における生活を支援し、日常生活又は社会生活における自立の促進を図る。

ア 総合的・専門的な相談支援

障がい児等に係る相談について、福祉サービスの利用援助や各種支援施策に関する情報提供など、相談者のニーズに対応できる総合的な支援や専門的な指導、助言を行う。

イ 保育園や幼稚園等への訪問指導

市内の保育園、幼稚園への巡回を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児等の保護者に対し、発達面での課題や障がいの早期発見・対応のための助言等の支援を行う。

ウ 権利の擁護のために必要な援助

児童相談所等、関係機関との連絡調整を行う。